

調布市議会改革検討代表者会議第28回会議日程

平成25年2月6日 午前10時
於 全 員 協 議 会 室

- 1 検討・協議事項
議会基本条例について
- 2 その他

資料74：議会基本条例（案）第8章再提出，第10章 共産党・元気派・生活者ネット共同修正案⑤

資料75：議会基本条例（修正案）

資料76：議会基本条例（案）本則【条例案→代替案→修正案】一覧表

資料77：議会基本条例修正案スキーム

文言整理が不十分だったため、第8章を整理して再提出させていただきます。

2013. 2. 4提出

調布市議会基本条例(案) (第8章) 共産党・元気派・生活者ネット共同修正案④から

第8章 政務活動費 (政務活動費)	第8章 政務活動費 (政務活動費)
第21条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとします。	第21条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を適正かつ有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとします。
2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対してその用途についての説明責任を負うものとします。	2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対してその用途を公表するについての説明責任を負うものとします。 <(1)と(2)から>
3 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定めます。	23 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定めます。

調布市議会基本条例(案) (第10章) 共産党・元気派・生活者ネット共同修正案⑤

第10章 条例の位置づけ及び見直し手続き (条例の位置づけ)	第10章 最高規範性及び見直し手続き (条例の位置づけ)(最高規範性)
第24条 この条例は、議会の最も基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則その他の法規を適正に解釈し、または制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければなりません。	第24条 この条例は、議会の最も基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則その他の法規を適正に解釈し、または制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとします。
(議会及び議員の責務)	(議会及び議員の責務)
第25条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則その他の法規を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければなりません。	本条例制定の前提であり、敢えて規定する必要性は見出せないので全削除
(見直し手続き)	(見直し手続き)
第26条 議会は、この条例施行後、常に市民の意思や社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとします。	第26条 議会は、この条例施行後、 <u>条例の目的が達成されているか否かを検証するものとします。</u> 常に市民の意思や社会情勢の変化等を勘案し <u>検証の結果、</u> 必要があると認めるときは、この条例の改正を含め適切な規定について検討を加え、その結果に基づき <u>所要の措置を速やかに講ずるものとします。</u>

調布市議会基本条例（修正案）

前 文

第 1 章 総則

第 2 章 議会と議員の使命及び活動原則

第 3 章 市民と議会の関係

第 4 章 市長等と議会の関係

第 5 章 議会機能の強化

第 6 章 議会事務局体制

第 7 章 政治倫理

第 8 章 政務活動費

第 9 章 議員定数及び議員報酬

第 10 章 条例の位置づけ及び見直し手続き

前文

市民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。

市長は執行機関であり、市議会は議事機関であるという役割に違いがありますが、市民の代表機関としては対等な関係にあります。

市議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために、競い合い、協力し合いながら、調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

また、近年の地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権は拡大され、市議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。

市議会には政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、議員間の活発な討議により政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています。

そのため、市議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営のもと、市民への情報提供と共有を図り、市民との対話等を通じて意見を正しく汲み取り、調布市の行財政運営に反映させなければなりません。

こうした認識を市民とともに共有し、持続可能で自律したまちづくりを進め、市議会の使命を果たすため、市議会の基本となる条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、調布市議会（以下「議会」という。）を市民に開かれた議会にするために必要な基本理念及び議会運営に関する基本事項を定めることにより、二元代表制の一翼を担う議会の役割を明確にし、議会が市民の負託に応え、公正で民主的な市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とします。

(市民)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体をいいます。

(基本理念)

第3条 議会は、自治体の議事機関として、市民の意思を市政に反映させるため、活動の基本を市民に開かれた議会とし、その実現に向け、議会活動の情報公開を進め、市民との情報の共有を図るとともに、公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指します。

第2章 議会と議員の使命及び活動原則

(議会の使命及び活動原則)

第4条 議会は、市長等の執行機関の監視及び評価をするとともに、市民の多様な意見を把握し、市政に適切に反映させることを使命とします。

2 議会は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。

- (1) 議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。
- (2) 意思の決定に当たっては論点・争点を明らかにします。
- (3) 議会は、社会状況の変化に適応した議会のあり方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。

(議員の使命及び活動原則)

第5条 議員は、直接選挙によって選ばれた市民の代表として、公益性の見地から、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とします。

2 議員は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 自己の能力を高める不断の研鑽により資質の向上を図ります。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握します。
- (3) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たします。

(会派)

第6条 議員は、政策を中心とした理念を共有する者同士で、会派を結成することができます。

2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し、会派間の調整を行い、合意形成に努めなければなりません。

第3章 市民と議会の関係

(情報公開の推進)

第7条 議会は、多様な広報手段を活用し、保有する情報を市民に提供します。

- 2 議会は、本会議、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条に規定する委員会及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を原則として公開します。
- 3 議会は、議案等の審議の経過や結果の市民への報告の場として、議会報告会を開催します。

(広聴機能の充実)

第8条 議会は、多様な広聴手段を活用し、市民の声を積極的に聴取します。

- 2 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の意見又は政策的な識見等を求めるものとします。
- 3 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申し出があった場合は、その趣旨を聴く機会を設けます。

第4章 市長等と議会の関係

(緊張関係の保持)

第9条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張感ある関係を保持します。

(市長等への質問と議論の充実)

第10条 議員は、市長等に対して一般質問を行う場合、その論点を明確にするため、一問一答の方式により行うことができます。

- 2 議会は、市長等が提案する重要な政策について、議論の充実を図るために、必要に応じて説明及び資料の提供を求めることができます。

(議決事件の拡大)

第11条 議会は、市政における重要な構想等の決定に参画するため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、調布市基本構想の策定、又は変更について、議会の議決すべき事件として定めます。

(災害時支援)

第12条 議長は、調布市災害対策本部が設置されたときは、調布市議会災害対策支援本部を設置し、調布市災害対策本部を支援することができます。

第5章 議会機能の強化

(政策の提案及び提言)

第13条 議会は、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策の提案及び提言を行うものとします。

2 議会は、前項に掲げる政策の提案及び提言を行うに当たり、必要があると認めるときは、その政策の提案及び提言に向けた調査、研究等を行うための政策研究会を設けることができるものとします。

3 政策研究会の組織及び運営に関しては、議長が別に定めます。

(自由討議)

第14条 議会は、議案等の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くしてその合意の形成を図るよう努めるものとします。

(委員会活動)

第15条 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を発揮するものとします。

2 委員会の審査又は調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとします。

3 委員会に関しては、別に定めます。

(議員研修の充実)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実を図るものとします。

(調査機関の設置)

第17条 議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置し、議会の討議に反映させるよう努めます。

2 前項に規定する調査機関について必要な事項は、議長が別に定めます。

第6章 議会事務局体制

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議員の資質を高め円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実及び体制整備を図るものとします。

2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとします。この場合、市長等は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ協議するものとします。

第7章 政治倫理

(政治倫理)

第19条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。

第8章 政務活動費

(政務活動費)

第20条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を適正かつ有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとします。

2 会派又は議員は、その用途を公開し説明責任を果たさなければなりません。

3 政務活動費の交付に関しては、別に定めます。

第9章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第21条 議員の定数の改定に当たっては、行財政改革の視点、市政の現状及び課題並びに将来の予測等を考慮するとともに、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとします。

2 議員の定数は、別に定めます。

(議員報酬)

第22条 議員報酬の改定に当たっては、調布市特別職報酬等審議会条例(昭和39年調布市条例第32号)第2条の規定に基づく審議会意見を反映するものとします。

2 議員の報酬は、別に定めます。

第10章 条例の位置づけ及び見直し手続き

(条例の位置づけ)

第23条 この条例は、議会の基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、若しくは改廃し、又は適正に解釈する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

(見直し手続き)

第24条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとします。

議会基本条例（案）本則 【条例案→代替案→修正案】 一覧表

前文	条例案	代替案（共産・元気・生活）	修正案3	修正案
<p>住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、調布市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える責務を負っています。</p> <p>議会は多数による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために、競い合い、協力し合いながら、調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。</p> <p>また、市長は執行機関であり、議会は議事機関であるという役割に違いがありますが、住民の代表機関としては対等な関係にあります。</p> <p>このため、調布市議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、市民福祉の向上の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、市長その他の執行機関とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています。</p> <p>また、議会は、その持てる権能を十分駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く市民に明らかにする責務も有しています。</p> <p>そのため、住民代表である市議会は、住民の意思を正しく汲み上げ、調布市の行財政運営に反映させなければなりません。さらに、議事機関である議会が政策の企画立</p>	<p>住民が自治体の長および議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、調布市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。</p> <p>議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させることが必要です。</p> <p>近年の地方分権の推進により、地方自治体の自己決定権は拡大され、議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。</p> <p>このため、調布市議会は政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています。</p> <p>公平性、公正性及び透明性を確保し、市民にわかりやすく開かれた議会運営のもと、市民への情報提供と共有化を図り、市民との対話を重ねるとともに、議員間の活発な議論により政策提言や政策立案を積極的に行っていくものです。</p> <p>こうした認識を市民とともに共有し、持続可能な自立したまちづくりを行い、議会の使命を果たすため、調布市の議会の最も基本となる条例を制定します。</p>	<p>住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、調布市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。</p> <p>市長は執行機関であり、議会は議事機関であるという役割に違いがありますが、住民の代表機関としては対等な関係にあります。</p> <p>議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために、競い合い、協力し合いながら、調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。</p> <p>また、近年の地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権は拡大され、議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。</p> <p>このため、調布市議会は政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、議員間の活発な討議により政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています。</p> <p>そのため、住民代表である市議会は、住民にわかりやすく開かれた議会運営のもと、住民への情報提供と共有化を図り、住民との対話等を通じて意見を正しく汲み取り、調布市の行財政運営に反映させなければなりません。</p> <p>こうした認識を住民とともに共有し、持続可能で自律したまちづくりを進め、議会の使命を果たすため、調布市議会の基本となる条例を制定します。</p>	<p>市民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。</p> <p>市長は執行機関であり、市議会は議事機関であるという役割に違いがありますが、市民の代表機関としては対等な関係にあります。</p> <p>市議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために、競い合い、協力し合いながら、調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。</p> <p>また、近年の地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権は拡大され、市議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。</p> <p>市議会には政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、議員間の活発な討議により政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています。</p> <p>そのため、市議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営のもと、市民への情報提供と共有化を図り、市民との対話等を通じて意見を正しく汲み取り、調布市の行財政運営に反映させなければなりません。</p> <p>こうした認識を市民とともに共有し、持続可能で自律したまちづくりを進め、市議会の使命を果たすため、市議会の基本となる条例を制定します。</p>	

<p>案機能を果たし、重要施策の企画立案等に議会として主導性を発揮し、住民から頼りにされる存在へ自ら変えていかなければなりません。</p> <p>こうした認識を市民とともに共有し、緑と水と賑わいのある調布のまちづくり、安心して安全に、いつまでも住み続けられるまちづくりを市民とともに進めることを目指し、ここに、調布市議会の最も基本となる条例を制定します。</p>			
---	--	--	--

第1章 総則				
条例案		代替案（共産・元気・生活）	代替案（みんなの党）	修正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民に開かれ活力ある議会を構築するために必要な基本理念を定め、議会及び議員の使命並びに議会運営に関する基本事項を定めることにより、二元代表制の一翼を担う議会の役割を明確にし、議会が市民の負託に応え、もって公正で民主的な市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とします。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 議会は、市民を代表する市政最高決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、その活動の基本を市民に開かれた議会とし、その実現に向け議会活動の情報公開を進め市民との情報の共有を図ると</p>		<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民に開かれた<u>活力ある議会に</u>を構築するために必要な基本理念を定め<u>ることにより</u>、<u>議会及び議員の使命並びに議会運営に関する基本事項を定めることにより</u>、二元代表制の一翼を担う議会の役割を明確にし、議会が市民の負託に応え、もって公正で民主的な市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とします。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 議会は、<u>市の議事機関であり</u>市民を代表する<u>市政最高</u>の意志を市政に反映させる決定機関として、<u>市民の意思を市政に反映させるため</u>、その活動の基本を市民に開</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第2条 議会は、市民を代表する市政最高決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、その活動の基本を「市民に開かれた議会」とし、その実現に向け議会活動の情報提供を促進し、</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、調布市議会（以下「議会」という。）を市民に開かれた議会にするために必要な基本理念及び議会運営に関する基本事項を定めることにより、二元代表制の一翼を担う議会の役割を明確にし、議会が市民の負託に応え、公正で民主的な市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とします。</p> <p>(市民)</p> <p>第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体をいいます。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 議会は、自治体の議事機関として、市民の意思を市政に反映させるため、活動の基本を市民に開かれた議会とし、その実現に向け、議会活動の情報公開を進め、市民との情報の共有を図るととも</p>

<p>ともに、公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指します。</p>		<p>かれた議会とし、その実現に向け議会活動の情報公開を進め市民との情報の共有を図るとともに、<u>議会への市民参加を推進し公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指します。</u></p>	<p>市民との情報の共有を図るとともに、公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指します。</p>	<p>に、公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指します。</p>
---	--	--	--	---

第2章 議会と議員の使命及び活動原則				
条例案		代替案（共産・元気・生活）	代替案（みんなの党）	修正案
<p>(議会の使命及び活動原則) 第3条 議会は、合議制の特性を生かし、市民を代表する議員の議会活動を通じて、市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させることを使命とします。 2 議会は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。 (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指します。 (2) 議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。 (3) 市民の多様な意見を的確に把握し、議会の議論を活性化させます。 (4) 把握した市民の意見をもとに政策提言、政策立案を行います。 (5) 議会は、社会状況の変化に適応した議会のあり方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。</p>		<p>(議会の使命及び活動原則) 第3条 議会は、<u>合議制の特性を生かし、市民を代表する議員の議会活動を通じて、市民の多様な意見を集約把握し、市政に適切に反映させることを使命とします。</u> 2 議会は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。 (1) <u>議会活動は公開の原則のもとに、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、情報公開を推進します。</u> 〈(1)+(2)〉 (2) <u>議会は、市民への説明責任をはたします。</u> (3) <u>議会は、市長等の執行機関の行政運営状況の監視とともに、評価を行います。</u> (4) <u>意思決定にあたっては論点・争点を明らかにし、市民にわかりやすい議会活動を行います。</u> (5) <u>市民の多様な意見を的確に把握し、それをもとに政策提言、政策立案を行います。</u> 〈(3), (4)から〉 (6) 議会は、社会状況の変化に適応した議会のあり方について常に議論し、議会改革を継続的に推進</p>	<p>(議会の使命及び活動原則) 第3条 議会は、合議制の特性を生かし、市民を代表する議員の議会活動を通じて、市民の多様な意見を<u>尊重し</u>、市政に適切に反映させることを使命とします。 2 議会は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。 (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指します。 (2) 議会活動は公開を原則とし、<u>市民への的確な情報提供</u>を推進します。 (3) <u>市民の多様な意見を的確に把握し、その視点をもとに、行政の事務事業を監視し、議会の議論を活性化させるとともに、政策提言、政策立案を行います。</u> (5) 議会は、社会状況の変化に適応した議会のあり方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。</p>	<p>(議会の使命及び活動原則) 第4条 議会は、市長等の執行機関の監視及び評価をするとともに、市民の多様な意見を把握し、市政に適切に反映させることを使命とします。 2 議会は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。 (1) 議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。 (2) 意思の決定に当たっては論点・争点を明らかにします。 (3) 議会は、社会状況の変化に適応した議会のあり方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。</p>

<p>(議員の使命及び活動原則)</p> <p>第4条 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、常に市政の課題を把握し、公益性の見地から、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とします。</p> <p>2 議員は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の活発な討議を重んじます。</p> <p>(2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽により資質の向上を図ります。</p> <p>(3) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければなりません。</p> <p>(4) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。</p> <p>(会派)</p> <p>第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができます。</p> <p>2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間の調整を行い、合意形成に努めなければなりません。</p>		<p>するよう努めます。 <(5)></p> <p>(議員の使命及び活動原則)</p> <p>第4条 議員は、<u>議会の構成員として市民の直接選挙によって選ばれた公職として、常に市政の課題を把握し、公益性の見地から、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とします</u></p> <p>2 議員は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動<u>します</u>なければなりません。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、<u>議員相互間の言論を尊重し、議員間の活発な討議を重んじます</u>。</p> <p>(2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握し、<u>するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽により資質の向上を図ります</u>。議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動<u>しなければなりません</u> <u>します</u>。</p> <p style="text-align: right;"><(2), (3)から></p> <p>(3) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たさなければ<u>なりません</u> <u>します</u>。 <(4)></p> <p>(4) 自己の能力を高める不断の研鑽により資質の向上を図ります。 <(2)から></p> <p>(会派)</p> <p>第5条 <u>政策を中心とした理念を共有する議員</u>では、<u>議会活動を行うため、会派を結成することができます</u>。<u>会派は1人でも結成する</u></p>		<p>(議員の使命及び活動原則)</p> <p>第5条 議員は、直接選挙によって選ばれた市民の代表として、公益性の見地から、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とします。</p> <p>2 議員は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。</p> <p>(1) 自己の能力を高める不断の研鑽により資質の向上を図ります。</p> <p>(2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握します。</p> <p>(3) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たします。</p> <p>(会派)</p> <p>第6条 議員は、政策を中心とした理念を共有する者同士で、会派を結成することができます。</p> <p>2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し、会派間の調整を行</p>
---	--	---	--	---

ません。		事が出来ます。 2 会派は、政策立案，政策決定，政策提言等に関し議論を尽し，会派間の調整を行い，合意形成に努めなければなりません <u>その意思を表明することができます。</u>		い，合意形成に努めなければなりません。
第3章 市民と議会の関係				
条例案		代替案（共産・元気・生活）		修正案
<p>（情報公開の推進）</p> <p>第6条 議会は，調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）との整合性を図りつつ，その有する情報を市民に公開するとともに，市民に対する説明責任を十分に果たさなければなりません。</p> <p>2 議会は，本会議その他法定会議を原則として公開します。</p> <p>3 議会は，議案を初めとする審議に係わる資料を明らかにします。</p> <p>4 議会は，議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めます。</p> <p>5 議会は，市政の課題に関する論点を市民に明らかにするよう努めます。</p> <p>6 議会は，情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより，多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動の充実に努めます。</p> <p>7 議会は，市民の傍聴意欲を高めるため，傍聴環境の改善に常に努めます。</p> <p>8 議会は，会議を定刻に開催するものとし，会議を休憩する場合は，その理由及び再開時間を傍聴者等に</p>		<p>（情報公開及び広聴機能の推進）</p> <p>第6条 議会は，調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）との整合性を図りつつ，その有する情報を市民に提供公開するとともに，市民に対する説明責任を十分に果たさなければなりません<u>します</u>。</p> <p>2 議会は，本会議その他法定会議を原則として公開します。</p> <p>3 議会は，開かれた議会の責務を果たすため，<u>全ての議員の参加のもと，市民への報告と市民との意見交換の場として，議会報告会を開催</u>します。 〈9から〉</p> <p>4 議会は，情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し<u>することにより，多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動の充実に努めます。</u> 〈6から〉</p> <p>5 <u>その他，必要な事項は別に定めます。</u></p> <p>※（別に定める事項は，例えば原案の3，5，7，8項について）</p>		<p>（情報公開の推進）</p> <p>第7条 議会は，多様な広報手段を活用し，保有する情報を市民に提供します。</p> <p>2 議会は，本会議，地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条に規定する委員会及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を原則として公開します。</p> <p>3 議会は，議案等の審議の経過や結果の市民への報告の場として，議会報告会を開催します。</p> <p>（広聴機能の充実）</p> <p>第8条 議会は，多様な広聴手段を活用し，市民の声を積極的に聴取します。</p> <p>2 議会は，参考人制度及び公聴会制度を活用して，市民の意見又は政策的な識見等を求めるものとします。</p> <p>3 議会は，請願及び陳情の審議において，当該請願及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申し出があった場合は，その趣旨を聴く機会を設けます。</p>

<p>説明するよう努めます。</p> <p>9 議会は、開かれた議会の責務を果たすため、全ての議員の参加のもと、議会報告会を開催します。</p> <p>(広聴機能の推進)</p> <p>第7条 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分活用して、市民の声または政策的識見等を求めるとともに、多様な広報広聴手段を活用し、市民の声を積極的に聴取します。</p> <p>2 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願・陳情提出者から要旨の補足説明の申し出があった場合は、その趣旨を聴く機会を設けません。</p> <p>3 議会は、市民から提出された意見を尊重し、議会運営の改善、市政への政策提言に反映させるよう努めるものとします。</p>		<p>(市民参加手続き)</p> <p>4 市民からの政策提言や意見聴取については、その手続きを別に定めます。</p>		
<p>第4章 市長等と議会の関係</p>				
<p>条例案</p>	<p>代替案 (民主・社民の会)</p>	<p>代替案 (共産・元気・ネット)</p>	<p>代替案 (みんなの党)</p>	<p>修正案</p>
<p>(市長等との関係)</p> <p>第8条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言等を通じて市民福祉の向上と市政の発展に取り組みます。</p> <p>(議論の充実)</p> <p>第9条 議会は、市政上の論点及び課題を明確にするため、一般質問を一問一答方式あるいは一括質問方式</p>	<p>(議論の充実)</p> <p><u>第9条 削除</u></p>	<p>(市長等との関係)</p> <p>第8条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を保持構築し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言等を通じて市民福祉の向上と市政の発展に取り組みます。</p> <p>(議論の充実)</p> <p>第9条 議員会は、市政上の論点及び課題を明確にするため、一般質問を一問一答方式あるいは一括質</p>		<p>(緊張関係の保持)</p> <p>第9条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張感ある関係を保持します。</p> <p>(市長等への質問と議論の充実)</p> <p>第10条 議員は、市長等に対して一般質問を行う場合、その論点を明確にするため、一問一答の方式により行うことができます。</p> <p>2 議会は、市長等が提案する重要な政策について、議論の充実を</p>

<p>のいずれかを選択して質問を行い、議論の充実に努めます。</p> <p>2 議会は、市長等が提案する重要な施策等について、必要に応じてその政策形成過程の説明を求めるよう努めます。</p> <p>3 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対して、分かりやすい説明資料を求めるものとします。</p> <p>(監視及び評価)</p> <p>第10条 議会は、市長等の事務の執行が適正に、かつ、公平性、効率性及び効果性をもって行われているか等を監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めます。</p> <p>2 議会は、市長等の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めなければなりません。</p> <p>3 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとします。</p> <p>(議決事件の拡大)</p> <p>第11条 議会は、市政における重要な構想等の決定に参画するため、調布市基本構想の策定、又は変更について、議会の議決すべき事件として定めます。</p>	<p>(監視及び評価)</p> <p>第10条 議会は、市長等の事務の執行が適正に、かつ、公平性、効率性及び効果性をもって行われているか等を監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めます。</p> <p>2 議会は、市長等の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めなければなりません。</p> <p><u>第3項 削除</u></p>	<p>問方式のいずれかを選択して質問を行い、議論の充実に努めます。</p> <p>2 <u>市長等は、議員の質問に対してその論点を明らかにするために、議長の許可を得て反問することができます。</u></p> <p>3 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対して、分かりやすい説明資料を求めるものとします。</p> <p>4 議会は、市長等が提案する重要な施策等について、必要に応じて以下に掲げる事項の説明を行うよう求める事ができます。<u>その政策形成過程の説明を求めるよう努めます。</u>〈2から〉</p> <p>(1) <u>政策等を必要とする背景</u></p> <p>(2) <u>提案に至るまでの経緯</u></p> <p>(3) <u>総合計画における位置付けと、政策等の実施に係る財政措置及びコスト</u></p> <p>(4) <u>将来にわたる政策等の効果及びコスト</u></p> <p>(5) <u>市民参加の実施の有無及びその内容</u></p> <p>(6) <u>他の自治体の類似する政策との比較検討</u></p> <p>(監視及び評価)</p> <p><u>第10条 第8条との重複と考慮られるので削除</u></p> <p>(議決事件の拡大)</p> <p><u>第11条 議会は、市政における重要な構想等の決定に参画するため、調布市基本構想及び基本構想に基づく基本計画の策定、又は変</u></p>	<p>(監視及び評価)</p> <p>第10条 議会は、市長等の<u>事務事業</u>が適正に、かつ、<u>公平に、効率的に執行されているか</u>等を監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めます。</p> <p>(議決事件の拡大)</p> <p>第11条 議会は、市政における重要な構想等の決定に参画するため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、調布市基本構想の策定、又は変更について、議会の議決すべき事件として定めます。</p>	<p>図るために、必要に応じて説明及び資料の提供を求めることができます。</p>
--	--	--	--	--

<p>(災害時支援)</p> <p>第12条 議長は、調布市災害対策本部が設置されたときには、調布市議会災害対策支援本部を設置し、調布市災害対策本部を支援することができます。</p>		<p><u>更について、議会の議決すべき事件として定めます。</u></p>		<p>(災害時支援)</p> <p>第12条 議長は、調布市災害対策本部が設置されたときは、調布市議会災害対策支援本部を設置し、調布市災害対策本部を支援することができます。</p>
<p>第5章 議会機能の強化</p>				
<p>条例案</p>	<p>代替案 (民主・社民の会)</p>	<p>代替案 (共産・元気・ネット)</p>		<p>修正案</p>
<p>(議会機能の強化)</p> <p>第13条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとします。</p> <p>2 議会は、行政運営の水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策立案及び政策提言を行うものとします。</p> <p>3 議会は、市政に関する議員の一般質問等における政策提案及び政策提言について、必要があると認めるときは、その政策立案に向けた調査、研究等を行うための政策研究会を設けその具現化に努めるものとします。</p> <p>4 政策研究会の組織及び運営に関しては、議長が別に定めます。</p> <p>(自由討議)</p> <p>第14条 議会は、議案等の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとし</p>	<p>3 議会は、市政に関する議員の一般質問等における政策提案及び政策提言について、必要があると認めるときは、その政策立案に向けた調査、研究等を行うための政策研究会を設けることができる。その具現化に努めるものとします。</p>	<p>(議会機能の強化) (政策研究会)</p> <p>第13条 (1項, 2項は第8条と重複すると考えられるので削除)</p> <p>1-3 議会は、市政に関する議員の一般質問等における政策提案及び政策提言について、必要があると認めるときは、その政策立案に向けた調査、研究等を行うための政策研究会を設けます。その具現化に努めるものとします。</p> <p>2-4 政策研究会の組織及び運営に関しては、議長が別に定めます。</p>		<p>(政策の提案及び提言)</p> <p>第13条 議会は、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策の提案及び提言を行うものとします。</p> <p>2 議会は、前項に掲げる政策の提案及び提言を行うに当たり、必要があると認めるときは、その政策の提案及び提言に向けた調査、研究等を行うための政策研究会を設けることができるものとします。</p> <p>3 政策研究会の組織及び運営に関しては、議長が別に定めます。</p> <p>(自由討議)</p> <p>第14条 議会は、議案等の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くしてその合意の形成を図るよう努</p>

<p>ます。</p> <p>2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければなりません。</p> <p>(委員会活動)</p> <p>第15条 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分発揮しなければなりません。</p> <p>2 委員会の審査又は調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければなりません。</p> <p>3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告の作成及び当該質疑に対する答弁は責任を持って行わなければなりません。</p> <p>4 委員会に関しては、別に条例で定めます。</p>	<p><u>第2項 削除</u></p> <p>(委員会活動)</p> <p>第15条 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、<u>所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分発揮するもの</u>とします。</p> <p>2 委員会の審査又は調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めます。</p> <p><u>第3項 削除</u></p>	<p>2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営<u>します</u>なければなりません。</p> <p>(委員会活動)</p> <p>第15条 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、<u>その機能を十分発揮するよう努めるもの</u>としますしなければなりません。</p> <p>2 委員会の審査又は調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行う<u>とともに、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するもの</u>としますよう努めなければなりません。</p> <p>3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告の作成及び当該質疑に対する答弁は責任を持って行う<u>もの</u>としますわなければなりません。</p> <p>(議員研修の充実)</p> <p>第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図り、<u>法令及びこの条例の理念を議員に浸透させるよう努めるもの</u>とします。</p>		<p>めるものとします。</p> <p>(委員会活動)</p> <p>第15条 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を発揮するものとします。</p> <p>2 委員会の審査又は調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとします。</p> <p>3 委員会に関しては、別に定めます。</p>
--	---	--	--	--

<p>(議員研修の充実) 第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図り、法令及びこの条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとします。 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、各分野の専門家その他の有識者との研修会を積極的に開催するものとします。</p> <p>(調査機関の設置) 第17条 議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができます。 2 前項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定めます。</p> <p>(予算の確保) 第18条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より開かれた議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとします。</p>		<p>(調査機関の設置) 第17条 議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置し、<u>議会の討議に反映させるよう努めます</u>することができます。</p>		<p>(議員研修の充実) 第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実を図るものとします。</p> <p>(調査機関の設置) 第17条 議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置し、議会の討議に反映させるよう努めます。 2 前項に規定する調査機関について必要な事項は、議長が別に定めます。</p>	
第6章 議会事務局体制		第6章 <u>議会及び議会事務局体制</u>			
条例案	代替案 (民主・社民の会)	代替案 (共産・元気・ネット)		修正案	
<p>(議会事務局の体制整備) 第19条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実を図るものとします。 2 議長は、議会事務局の職員人事</p>	<p>(議会事務局の体制整備) 第19条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実を図るものとします。</p>	<p>(議会事務局の体制整備) 第19条 議会は、<u>議会の政策立案機能を充実させるとともに、議員の資質を高め</u>円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実及び体制整備を図るものとします。</p>		<p>(議会事務局の体制整備) 第18条 議会は、議員の資質を高め円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実及び体制整備を図るものとします。 2 議長は、議会事務局の職員人</p>	

<p>に関し、その任免権を行使するものとします。この場合、市長等は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ議長と協議しなければなりません。</p>	<p>2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとします。この場合、市長等は、<u>議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ議長と協議しなければなりません。</u></p>	<p>2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとします。この場合、<u>議長市長等は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ市長等議長と協議するものとしますしなければなりません。</u></p> <p>(議会図書室) <u>第20条 議会は議会図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その機能の強化に努めるものとします。</u></p>		<p>事に関し、その任免権を行使するものとします。この場合、市長等は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ協議するものとします。</p>
--	---	--	--	--

第7章 政治倫理				
<p>条例案</p>				<p>修正案</p>
<p>(政治倫理) 第20条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心と責任感をもって、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。 2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めます。</p>				<p>(政治倫理) 第19条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。</p>

第8章 政務活動費				
<p>条例案</p>	<p>代替案 (民主・社民の会)</p>	<p>代替案 (共産・元気・ネット)</p>	<p>代替案 (みんなの党)</p>	<p>修正案</p>
<p>(政務活動費) 第21条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとします。 2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対してその用途についての説明責任を負うものとします。 3 政務活動費の交付に関しては、</p>	<p>(政務活動費) 第21条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、<u>政務活動費を適正かつ有効に活用するし、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとします。</u> 2 会派又は議員は、<u>政務活動費を適正に執行し、市民に対してその用途を公表する</u>についての説明責任を負うものとします。 3 2 政務活動費の交付に関して</p>	<p>(政務活動費) 第21条 会派又は議員は、<u>市民に対する広報・広聴活動、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとします。</u></p>	<p>(政務活動費) 第21条 会派又は議員は、<u>市民に対する広報・広聴活動、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとします。</u></p>	<p>(政務活動費) 第20条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を適正かつ有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとします。 2 会派又は議員は、その用途を公開し説明責任を果たさなければなりません。 3 政務活動費の交付に関して</p>

別に条例で定めます。		は、別に条例で定めます。		は、別に定めます。
第9章 議員定数及び議員報酬				
条例案	代替案（民主・社民の会）	代替案（共産・元気・ネット）		修正案
<p>(議員定数)</p> <p>第22条 議員の定数の改定に当たっては、行財政改革、市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望を十分考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとします。</p> <p>2 議員の定数の条例改正に関する議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、議員又は委員会が提案するように努めなければなりません。</p> <p>3 議員の定数は、別に条例で定めます。</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第23条 議員報酬の改定に当たっては、行財政改革、市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望を十分考慮するとともに、調布市特別職報酬等審議会条例（昭和39年調布市条例第32号）第2条の規定に基づく審議会意見を反映するものとします。</p> <p>2 議員の報酬は、別に条例で定めます。</p>	<p>(議員定数)</p> <p>第22条 議員の定数の改定に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、議員又は委員会が参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、提案するように努めなければなりません。</p> <p>（1項と2項を合体させ、文言を整理）</p> <p>2 議員の定数は、別に条例で定めます。</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第23条 議員報酬の改定に当たっては、調布市特別職報酬等審議会条例（昭和39年調布市条例第32号）第2条の規定に基づく審議会意見を反映するものとしま</p>	<p>(議員定数)</p> <p>第22条 議員の定数の改定に当たっては、<u>行財政改革、第3条に掲げる議会の使命及び活動原則に沿った議会としての機能を果たすのにふさわしいもの</u>とすることを基本とし、市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望の視点を十分考慮するものとします。<u>とともに、議員活動の評価等に関して市民意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとします。</u></p> <p>2 議員活動の評価等に関して市民意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとします。＜（1）から＞ 2 議員の定数の条例改正に関する議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、議員又は委員会が提案するように努めなければなりません。</p> <p>3 議員の定数は、別に条例で定めます。（直接請求にかかる規定は、定数条例の中で定めます）</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第23条 議員報酬の改定に当たっては、<u>調布市特別職報酬審議会条例に基づく審議会意見のほか、行財政改革、市政の現状及び課題並びに将来予測等を及び展望を十分考慮</u></p>		<p>(議員定数)</p> <p>第21条 議員の定数の改定に当たっては、行財政改革の視点、市政の現状及び課題並びに将来の予測等を考慮するとともに、市民意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとします。</p> <p>2 議員の定数は、別に定めます。</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第22条 議員報酬の改定に当たっては、調布市特別職報酬等審議会条例（昭和39年調布市条例第32号）第2条の規定に基づく審議会意見を反映するものとします。</p> <p>2 議員の報酬は、別に定めます。</p>

	す。(1項下線部分のカット) 2 議員の報酬は、別に条例で定めます。	<u>し市民の意見するとともに、調布市特別職報酬等審議会条例(昭和39年調布市条例第32号)第2条の規定に基づく審議会意見を十分に反映して決定するものとします。</u> 2 議員の報酬は、別に条例で定めます。		
--	---	---	--	--

第10章 条例の位置づけ及び見直し手続き

条例案	代替案 (民主・社民の会)	代替案 (共産・元気・ネット)		修正案
<p>(条例の位置づけ)</p> <p>第24条 この条例は、議会の最も基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則その他の法規を適正に解釈し、または制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければなりません。</p> <p>(議会及び議員の責務)</p> <p>第25条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則その他の法規を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければなりません。</p> <p>(見直し手続き)</p> <p>第26条 議会は、この条例施行後、常に市民の意思や社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとします。</p>		<p>(条例の位置づけ)</p> <p>第24条 この条例は、議会の最も基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則その他の法規を適正に解釈し、または制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとしますらなければなりません。</p> <p>—(議会及び議員の責務)—</p> <p>第25条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則その他の法規を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければなりません。</p> <p>(見直し手続き)</p> <p>第26条 議会は、この条例施行後、<u>条例の目的が達成されているか否かを検証するものとします。常に市民の意思や社会情勢の変化等を勘案し検証の結果、必要があると認めるときは、この条例の改正を含め適切な規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を速やかに講ずるものとします。</u></p>		<p>(条例の位置づけ)</p> <p>第23条 この条例は、議会の基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、若しくは改廃し、又は適正に解釈する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。</p> <p>(見直し手続き)</p> <p>第24条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案のうえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとします。</p>

議会基本条例修正案スキーム

